

幼児教育・保育の無償化が始まります！

「幼児教育・保育の無償化」の対象確認フローチャート

～あなたはどっち??～

対象確認スタート！

保育を必要とする以下のいずれかの事由に当てはまりますか？（保護者全員が対象です。）

- ・就労
- ・災害復旧
- ・妊娠、出産
- ・求職活動
- ・保護者の疾病、障害
- ・就学
- ・病人の介護、看護
- ・その他

はい

現在、通っている施設や利用しているサービス（事業）は？

公立保育所、認可保育所、地域型（小規模）保育施設、認定こども園（2・3号）

認可外保育施設（届出している施設）／一時預かり事業／ファミサポ事業
※企業主導型保育施設をご利用の方の無償化については、各施設にお問い合わせください。

新制度に移行していない私立幼稚園

満3歳～5歳児：午前保育料が月額25,700円まで無償

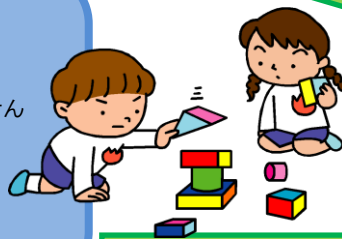
認定こども園（1号認定として利用）／新制度に移行した私立・公立幼稚園

満3歳～5歳児：午前保育料が無償

上記以外

※保育を必要とする事由にあてはまるが、沖縄県へ届出していない施設を利用している場合など

無償化の対象とはなりません



【お問合せ先】
北谷町子ども家庭課こども園係

幼児教育・保育の無償化は、各家庭の保育の状況等によってその対象範囲が異なります。下記フローチャートを参考に、無償化の対象範囲及び必要な申請手続き等についてご確認ください。

【本チャートにおける認定区分の説明】

- 1、2、3号認定：公立保育所、認可保育所、地域型（小規模）保育施設、認定こども園に申込をした場合の認定区分
- 新1、新2、新3号認定：新制度に移行していない私立幼稚園や認可外保育施設等に申込をした場合の認定区分（今回の無償化により新たにできた区分）

現在、通っている施設は？

新制度に移行していない私立幼稚園

満3歳～5歳児：午前保育料が月額25,700円まで無償

必要なお手続き

新1号認定の申請が必要となります。

いいえ

認定こども園（1号認定として利用）／新制度に移行した私立・公立幼稚園

満3歳～5歳児：午前保育料が無償

現時点で新たな申請手続きは必要ありません。
（保育を必要とする左記の事由に該当することとなった場合は、速やかに申請手続きを行ってください。）

上記以外

※保育を必要とする事由にあてはまらない世帯（専業主婦等）で認可外保育施設を利用している場合など

無償化の対象とはなりません

・0～2歳児クラス（住民税非課税世帯のみ）：保育料無償
・3～5歳児クラス：保育料が無償

新たな申請手続きは必要ありません。



・0～2歳児クラス（住民税非課税世帯のみ）：保育料が月額合計42,000円まで無償
・3～5歳児クラス：保育料が月額37,000円まで無償

現在、2号又は3号認定を受けている方（認可保育所等の申込を行っている方）は、手続き不要です。
（後日、北谷町より無償化の対象となる旨の「みなし認定通知書」が届きます。）
上記以外の方は、新2・3号認定の申請が新たに必要となります。

さらに預かり保育を利用した場合

・満3歳児（住民税非課税世帯のみ）：預かり保育料が月額16,300円まで無償
・3～5歳児クラス：預かり保育料が月額11,300円まで無償
※クラス年齢はその年の4月1日時点の年齢
※利用日数に応じて月額の上限額は変動します。
（450円×利用日数）
※通園する園が預かり保育を実施していない場合などについては、預かり保育料のほか、認可外保育施設の利用料等も無償化の対象となる場合があります。

現時点で新たな申請手続きは必要ありません。
（保育を必要とする事由に変更があった場合や、新たに上記の施設やサービスを利用することとなった場合は、速やかに申請手続きを行ってください。）

